

非常火災時対応マニュアル

■火災発生時の対応■

施設内において出火した場合は、発見者が全体に火災発生を伝えること。

その後、速やかに消防署（119）へ連絡するとともに、利用者の安全確保を最優先に以下の手順で迅速に対応すること。

1. 火災発生時の留意点

<職員>

- ① 第一発見者は大声で、施設内全体（すくすく親子教室及び上中島こども園）に火災発生を伝え、火災報知器のボタンを押すこと。
- ② 火災の情報を把握した職員は、施設内にいる利用者の避難誘導（安全指導班）、消防署への連絡（統括責任者又は情報班）、初期消火（消火班）を迅速に判断し行動する。

統括責任者	施設長
情報班	児童発達支援管理責任者
安全指導班・消火班	保育士・児童指導員

【安全指導班】

- ・ 出火場所を把握し、その場所から一番離れた出入口から避難を行うこと。
- ・ 利用者の安全を最優先に行動し、人数の把握、負傷者の有無等を確認する。

【統括責任者及び情報班】

- ・ 消防署への連絡に必要な情報を落ち着いて端的に伝えること。
※必要な情報は、①火災発生・火災の状況 ②場所・連絡先 ③負傷者の有無
- ・ 連絡終了後、状況を確認し、安全指導班・消火班へ合流する。

【消火班】

- ・ 消火器を迅速に取りに行き、火災発生場所へ向かう。消火器を噴射し初期消火を行うこと。その際、火災の状況を的確に把握し、絶対に無理はしないこと。
- ・ 初期消火は、火が天井まで燃え移っているかどうかで中止の判断をする。天井まで火が燃え移っていた場合、初期消火は中止し、すぐに現場から避難し、安全指導班と合流すること。

<利用児童>

- ・ 精神的に不安定になったり、パニックや衝動的に行動してしまうことを想定し、気持ちを落ち着かせるような声かけを行う。
- ・ 定期的な避難訓練を実施する。
※避難行動の際、煙を吸わないように口元をタオルなどで塞ぎ、低い姿勢で行動すること。
※避難行動中、押さない、走らない、喋らない、戻らないこと。

2. 火災発生時の避難経路と場所

避難場所：上中島復興住宅駐車場

- ・ 発火元を確認し、活動場所からすぐに避難できる出入口はどこか迅速に判断すること。（玄関、教室1の掃き出し窓）

(附則)

このマニュアルは令和7年4月1日より施行する。